

森林づくりのための 新たな財源確保の方策について

(検討案)

～ 安心・安全を守る森林を
県民みんなで支えていくために ～

平成19年8月



長野県

目 次

はじめに	1
I 森林・林業の現状と課題	3
1 「緑の社会資本」である森林	4
(1) 長野県の森林	4
(2) 森林の役割	5
(3) 森林に対する県民の期待	9
2 本県の森林は今……	10
(1) 森林の現状と課題	10
(2) 林業の現状と課題	12
II 森林づくりの取組状況	13
1 森林づくりの方向性	14
(1) 長野県ふるさとの森林づくり条例	14
(2) めざす森林の姿と展開方向（森林づくり指針）	15
(3) 信州の森林（もり）づくりアクションプラン	17
(4) 森林・林業施策の取組方向	18
2 森林づくりの取組状況と今後の課題	21
(1) 森林整備事業の実施状況	21
(2) 森林づくりを進めるにあたって	23
(3) 財源確保の必要性	24
III 費用負担の方法	25
1 様々な手法による財源確保	26
2 税制措置に財源確保	30
(1) 超過課税方式	30
(2) 法定外税方式	31
3 他県における取組状況	33
IV 新たな仕組みの検討案	37
1 新たな仕組みの検討	38
(1) 税額	38
(2) 実施期間	40
(3) 用途の明確化等	40
(4) 事業の内容	40
2 森林づくりのための新たな財源確保の方策（検討案）	42

はじめに

森林づくりの必要性

県土の約8割を占める森林は、山地災害の防止や水源のかん養、地球温暖化の防止、さらには循環型資源である木材の提供など多くの恩恵を与えてくれる、県民にとってかけがえのない財産であり、まさに「緑の社会資本」です。

しかし、私たちの生活に欠かすことのできない森林は、適切な手入れをしないと十分な機能を発揮することができず、山崩れなどの災害につながります。平成18年7月の集中豪雨による山地災害の経験から、災害に強い森林づくりも求められています。

特に、県内の私有林（67万7千ha）の約半分を占める人工林（人の手によって植栽された森林）は、その多くが昭和20年代半ばから40年代にかけて植栽されたもので、その林齢（木の年齢）は現在36年生から50年生までに集中しています。

人工林は、樹高成長を続ける60年生頃までに、適切な間伐（樹木の一部を間引きして残した木の成長を促進する作業）を実施しなければ、森林としての多面的な機能を発揮することができません。

このため本県では、今後の約10年間に、間伐を中心とした森林づくりを集中的に実施しなければならない、先送りできない時期を迎えています。

本県の森林の危機的な状況

一方、山村では、林業の採算性の低下等により森林所有者の施業意欲は減退し、また、林業を担う人材も減少しています。このため、手入れがされずに管理を放棄された森林が増加するなど、このままでは、森林のもつ多面的な機能がますます低下し、県民の安全・安心な生活環境への影響が懸念されます。

特に、集落周辺の里山は、生活に密着し、県民に最も親しまれている森林でありながら、所有が零細で分散しているため、手入れが遅れており、森林と人との多様な結びつきが途切れてしまう危機的な状況にあります。

県民全体で森林づくりを支えるために

森林・林業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、本県では、「長野県ふるさとの森林づくり条例」（平成16年制定）に基づき、県民の皆さんの理解と主体的な参加のもとに森林づくりを進めています。

長年にわたって人々が育ててきた森林を、今こそ健全な姿にして、次の世代に引き継いでいくため、森林の恩恵を受けている県民全体で森林づくりを支える必要があり、そのための新たな仕組みとして、県民税の超過課税方式による森林税（仮称）が有力な方法の一つと考え検討しています。

I 森林・林業の現状と課題



1 「緑の社会資本」である森林

(1) 長野県の森林

長野県は、県土の約8割（78%）を森林が占めており、その面積は約105万6千haで、北海道、岩手県に次ぐ全国3番目、森林率でも高知県、岐阜県に次ぐ全国3番目（山梨県、島根県と同率）となる全国有数の森林県です。

この内訳は、国有林が36%、民有林が64%となっており、民有林の43%は個人が所有する森林です。

また、集落などで共同で管理している森林が比較的多いことが本県の特徴となっています。

図1 所有形態別森林面積(県全体)

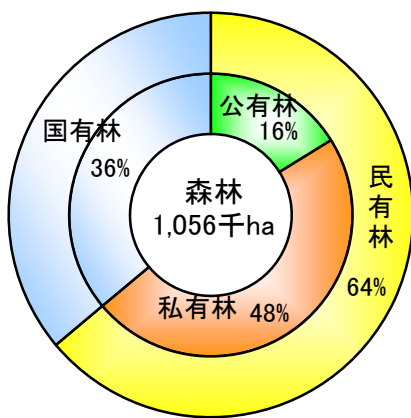
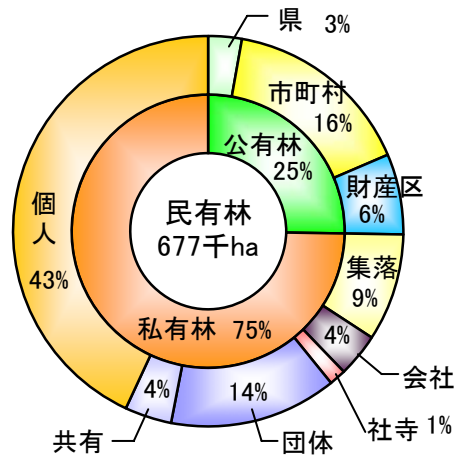


図2 所有形態別森林面積(民有林)



民有林を樹種別をみると、針葉樹が約6割（58%）、広葉樹が約4割（42%）を占めており、また、人が植えた人工林が49%となっています。

この人工林については、全国的にはスギが主体（47%）となっていますが、本県ではカラマツが51%を占めているのが大きな特徴です。

図3 樹種別森林面積(民有林)

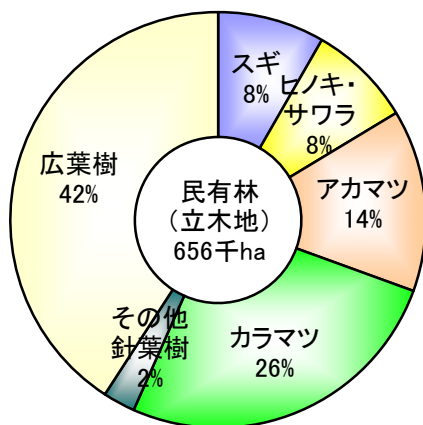
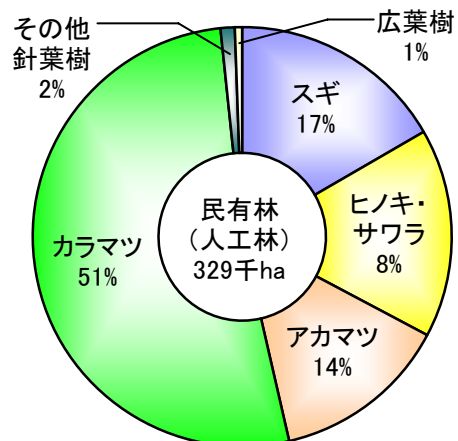


図4 樹種別森林面積(人工林)



(以上の資料：長野県民有林の現況)

(2) 森林の役割

森林の役割には、山地災害の防止や水源のかん養など県民の暮らしを広く支える働きをはじめ、保健休養の場の提供、多種多様な生き物の生息・生育する場として自然環境を守る機能、木材をはじめとする林産物の供給機能、さらには地球温暖化の防止等地球規模での環境を保全する機能など多様なものがあり、このような働きは、森林の多面的機能といわれています。

また、森林から生産される木材は、二酸化炭素を炭素として吸収・固定しており、さらには再生産可能な資源であることから、木材を育成・利用することは地球温暖化の防止や循環型社会の構築に寄与するものです。

ア 主な森林の機能

山地災害を防止する機能

山崩れを防ぎます

森林の土の中には木の根が網の目のように張り巡らされていて、土石をしっかりとつかんで、山崩れの発生を防ぐ働きをしています。

●山崩れを防ぐ森林の根の働き



土砂の流出を防ぎます

森林は雨の直撃から土を守り、地面が削り取られたり、土砂が流出するのを防ぐ働きをしています。

●森林と裸地の土砂流出量

森林と裸地を比較したとき、森林から流出する土砂の量は裸地の150分の1という報告があります。



資料:丸山岩三「森林水文」実践林業大学 1970

水源をかん養する機能

水を貯え、洪水や渇水を緩和します

森林の土には隙間がたくさんあり、スポンジのように雨水を吸収して貯え、ゆっくりと時間をかけて川に送り出します。

こうした働きによって森林は洪水を緩和するとともに、雨が降らない時も渇水を防ぐ働きをしています。

●植生による浸透能の違い

森林土壌が一定時間にしみこませる雨水の量は、草地の2倍、裸地の3倍という調査結果があります。



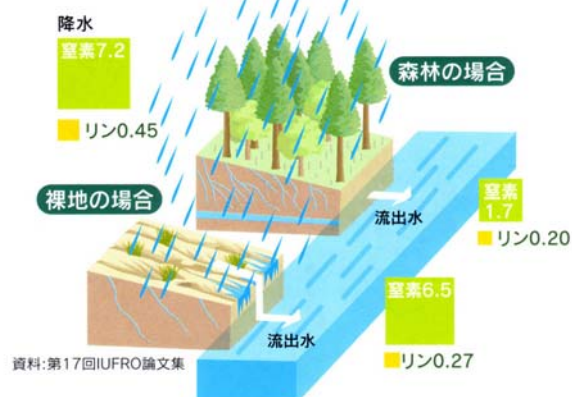
資料:村井宏・岩崎勇作「林地の水および土壌保全機能に関する研究」1975

水質を浄化します

降った雨が森林の土の中をゆっくりと通過する間に、イオンの交換が行われたり、雨水に含まれているチッソやリンなどが土や植物に吸収されます。

このため、森林のある流域では良好な水質が保たれています。

●森林と裸地の浄化力の差 (単位:kg/ha・年)



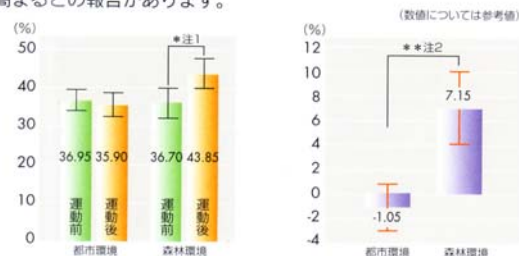
保健休養の場を提供する機能

森林レクリエーションの場を提供しています

森林は、山岳や湖沼などと一体となって美しい景観をつくりだすとともに、森林浴や森林レクリエーションの場を提供しています。

●都市環境と森林環境におけるNK細胞の活性度の変化

森林の中と都市の中で一定の運動を行い、運動前後の血液から免疫力の指標となるNK細胞の活性度を測定したところ、都市環境では変化がなく、森林環境では運動後NK細胞の活性度が有意に高まるとの報告があります。



資料:林野庁「森林の健康と癒し効果に関する科学的実証調査報告書」(平成16年3月)

注1:有意水準5%において有意な差がある。

注2:有意水準1%において有意な差がある。

健康づくりにも役立っています

森林は心を癒すばかりでなく、免疫力を高める効果があるなど、実際の健康づくりにも役立っています。

生活環境や自然環境を守る機能

私たちの快適な生活環境を守っています

森林は、周辺地域の気温の変化を和らげ、適度な温度に保つとともに、騒音を防いだり、風の害を防いだり、汚れた空気を浄化するなど、私たちの生活環境を守る働きがあります。

生活空間に緑があること自体、私たちの心に安らぎを与えてくれます。

多種多様な生き物の生息・生育の場となっています

広大な本県には、気候に応じた様々な森林があり、多様な森林環境は多くの野生動植物の生息・生育の場となっています。



木材等の林産物を供給する機能

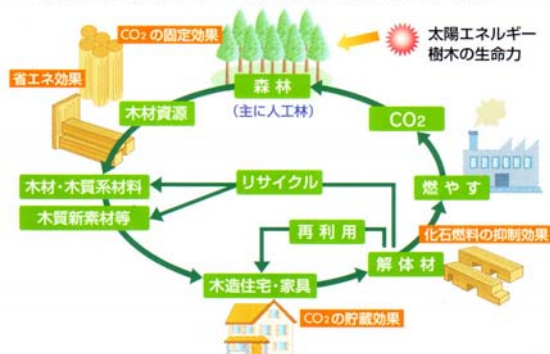
再生可能な木材の供給

森林に囲まれた本県は、木材を生活のあらゆる面に利用してきました。

木材は石油や石炭などの他の資源と異なり、再生できる資源です。

●木材は究極のリサイクル材料

森林を伐採してできた木材は木製品となり、やがて解体されますが、一部はリサイクルされます。また、廃材を燃やして発生する二酸化炭素は、再び森林に吸収され、繰り返し森林が育ちます。森林と木材は、このように理想的な循環系をつくる究極のリサイクル資源なのです。環境にやさしいことから、石油や石炭などの化石燃料に代わるクリーンな資源として見直されています。



地球の温暖化を防止する機能

二酸化炭素を吸収・固定しています

森林は地球温暖化の原因となる二酸化炭素を光合成により吸収し、炭素を固定する働きを通じて地球温暖化の防止に重要な役割を果たしています。

●森林の二酸化炭素吸収量は9700万トン、酸素放出量は7100万トン

日本の森林が光合成によって吸収する二酸化炭素は年間約1億トン。これは日本の二酸化炭素排出量の8%、国内の全自家用乗用車の排出する量の7割に相当します。



木材の利用は地球温暖化防止に役立っています

木材は他の材料と比べて加工時の炭素放出量が格段に少なく、また、住宅や家具などに形を変えても長期間炭素を固定し続けることから、木材を利用することも大気への二酸化炭素の放出を減らすのに役立っています。

●木造住宅は第2の森林

わが国の木造住宅全体では1.3億トンの炭素(平成5年)を貯蔵しているという報告があります。炭素を貯蔵した木材を使っている木造住宅は、第2の森林と言うことができます。



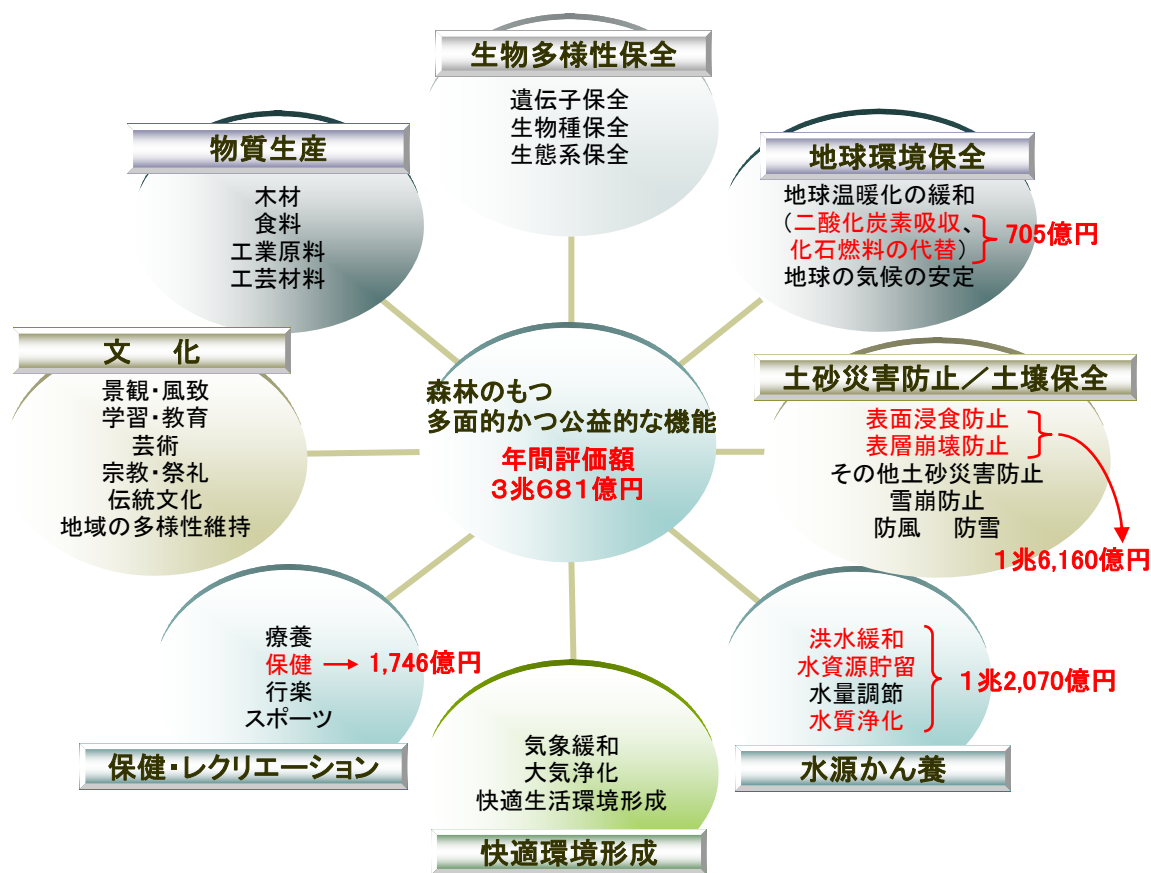
資料:林野庁「カーボン・プロジェクト推進調査事業」、環境庁(現・環境省)「環境白書」(平成9年度版)

イ 森林の多面的な機能の評価

平成13年11月に日本学術会議から答申された「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」によると、森林のもつ多面的機能を大きく8つに分類した上で、その多様な機能について具体的に例示するとともに、これら機能の一部について、定量的な評価結果の試算が示されました。

この結果では、森林のもつ公益的機能に対する評価額は、全国で年間70兆2,638億円とされました。同様の手法で本県の森林の公益的機能の評価額を試算すると年間3兆681億円となります。（林務部試算）

図5 森林のもつ機能と本県森林の貨幣評価試算額



いずれの評価額も「森林がないと仮定した場合と現存する森林を比較する」等一定の仮定の範囲においての数字であり、少なくともこの程度は見積もれるといった値ですが、この評価額を県民一人あたりの恩恵額として計算すると、年間で約140万円、一日あたりでも約3,800円となります。

安全で快適な県民生活を実現する上で、森林はかけがえのない、まさに「緑の社会資本」といえます。

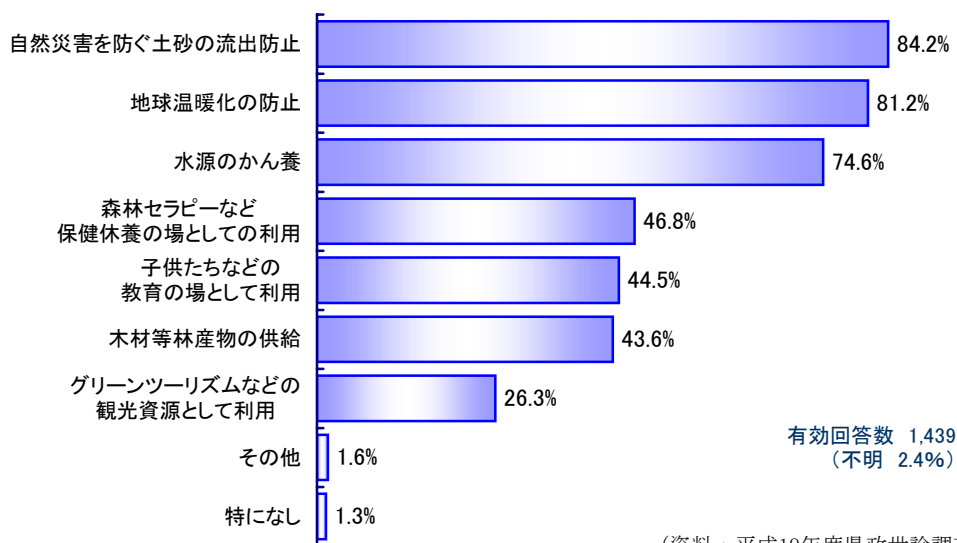
(3) 森林に対する県民の期待

平成19年度に行った県政世論調査結果では、「自然災害を防ぐ土砂の流出防止」や「水源のかん養」といった森林の公益的機能に県民から多くの期待が寄せられています。

また、近年は特に、二酸化炭素を吸収・固定し、地球温暖化防止に寄与する森林の役割への期待も高まっています。

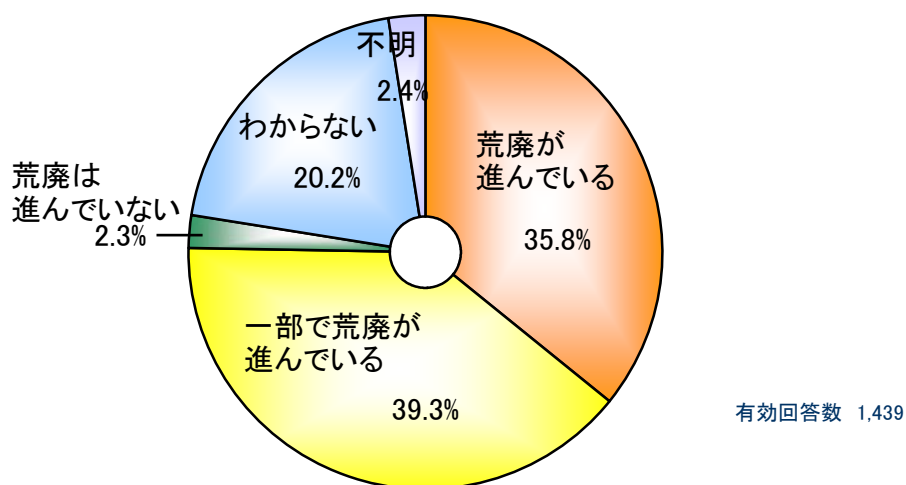
一方、同調査結果では、県内の森林の現状について、「整備が進まず、荒廃が進んでいる」と「一部整備が進んでいるが、一部で荒廃している」の回答が合わせて75%以上を占め、多くの県民が森林の荒廃が進んでいると感じています。

図6 県民の森林に期待する役割



(資料：平成19年度県政世論調査結果)

図7 森林の現状に対する認識



(資料：平成19年度県政世論調査結果)

2 本県の森林は今・・・

(1) 森林の現状と課題

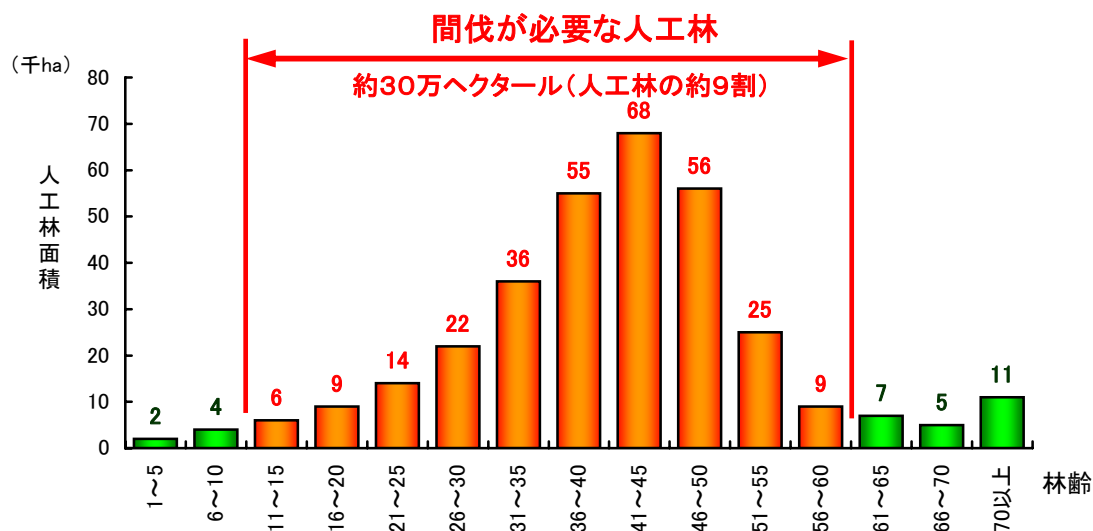
県内の民有林では、戦後の時代的背景から昭和20年代半ばから40年代にかけて、カラマツ等の針葉樹による単一樹種の一斉造林が進められ、約33万haの人工林が造成されました。

これにより、戦後の山村地域での雇用対策にも貢献する中で、伐採跡地の植林放棄地が解消され、森林が再生したことで流域の洪水発生頻度が低減されるなどの成果がありました。

人工林では、その多面的な機能を持続的に発揮させるためには、植栽を行って以降、木材としての利用期に至るまでの間、下刈、除伐、間伐などの保育を行っていく必要があります。昭和50年代からは本格的な間伐主体の育成段階となっています。特に森林の機能を十分発揮させるためには、11年生頃から樹高成長が少なくなる60年生までの間において、適正な密度本数となるよう3回から5回程度の間伐が必要となります。

現在、間伐期の人工林は約30万haありますが、その多くが36年生から50年生に集中していることから、今後約10年間のうちに確実に間伐を実行する必要のある、先送りの出来ない時期を迎えています。

図8 民有林人工林の林齢別面積



(資料：長野県民有林の現況)

また、里山については、燃料や肥料の採取場所として地域住民の日常生活の中で継続的に利用されてきましたが、化石燃料がエネルギーの主体となったこと等により利用されなくなり荒廃が進んでいます。森林と人との関係が薄くなったことにより、農作物に被害を及ぼす野生鳥獣が人里に現れる原因ともなっています。

さらに、近年の局地的な豪雨の頻発等により、激甚な災害が発生しており、山地を起因とする災害から県民生活の安全と安心を確保することが求められています。

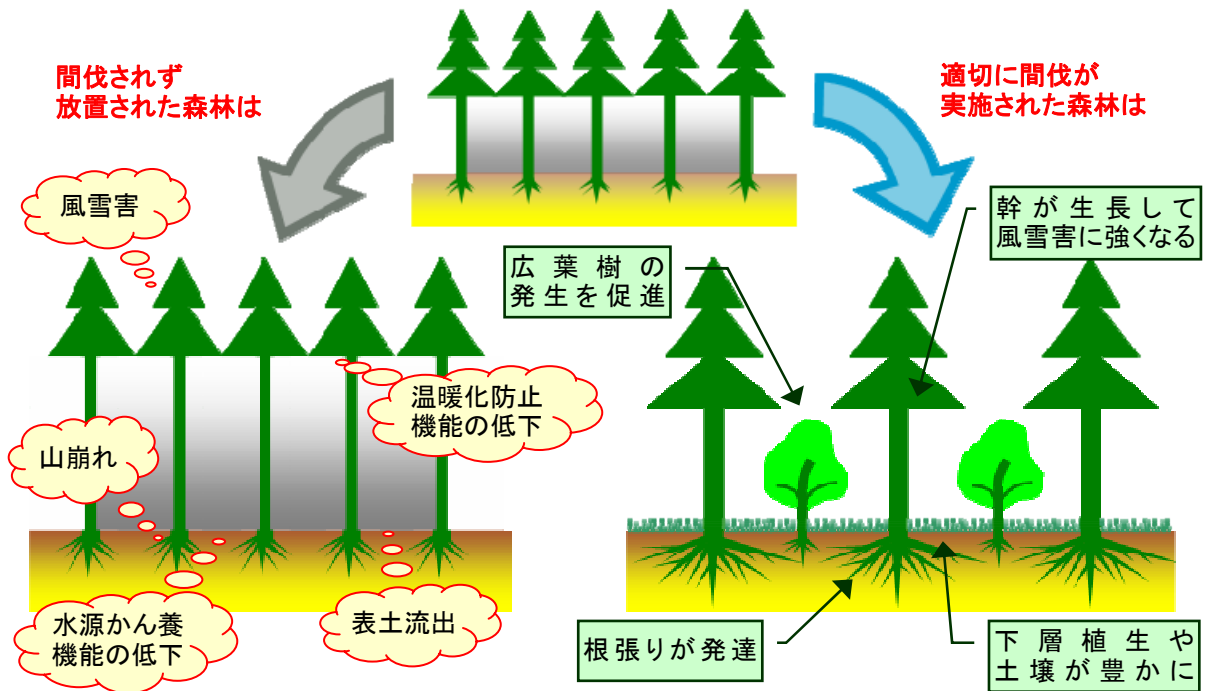
県民のニーズにこたえ、森林のもらたす様々な恩恵を将来にわたって享受できるようにするためには、森林の適切な整備・保全が必要となっています。

間伐の必要性

県内民有林の約半分を占める人工林は、人の手を加えることによって、木材の生産ばかりでなく県土保全等の多面的な機能を維持・増進することができますが、逆に放置すれば、その機能が低下する恐れが生じます。

また、林齢（木の年齢）が60年生を超えると樹高生長が少なくなり、それまでに間伐を実施しておかないと、枝が枯れあがり光合成も十分にできないため、幹が太くならず根も十分に張ることができなくなります。

長い年月をかけて育成し、維持・管理されてきた森林を放置したために、風雪害を受けたり、表土が流出すれば、森林の回復にはまた長い年月が必要となり、その損失は計り知れないものがあります。



- 幹が太くならず、風雪被害を受けやすくなります。
- 根がしっかりと張らず、山崩れを誘因する場合があります。
- 森林内に光が当たらず、下層植生が生育できず、水源のかん養機能が低下し、雨水により表土も流出します。
- 枝が枯れ上がり、光合成を通じた二酸化炭素の固定が十分に出来ません。

- 幹が太くなり、風雪に強くなるとともに、木材利用がしやすくなります。
- 根が張り巡らされ、土石をしっかりと掴んで、山崩れの発生を防ぎます。
- 森林内に光が当たり、下層植生が豊かになり、表土の流出を防ぎます。土壌も豊かになり、水源のかん養機能が向上します。
- 生長した部分に葉がつき、光合成が活発に行われます。

- 平成18年7月豪雨災害被災地における「森林の土砂防止機能に関する検討委員会報告」によれば、森林の土砂崩壊抵抗力には水平方向の根の張りが重要。
- 水平方向の根の張りの促進には、木々の間隔をあける間伐が必要であり、育成途上の森林は、この間伐によって災害に強い森林となる。
- 間伐の推進は、木材資源としての価値の増加だけでなく、災害防止など公益的な機能を強化する上で、先送りできない喫緊の課題。

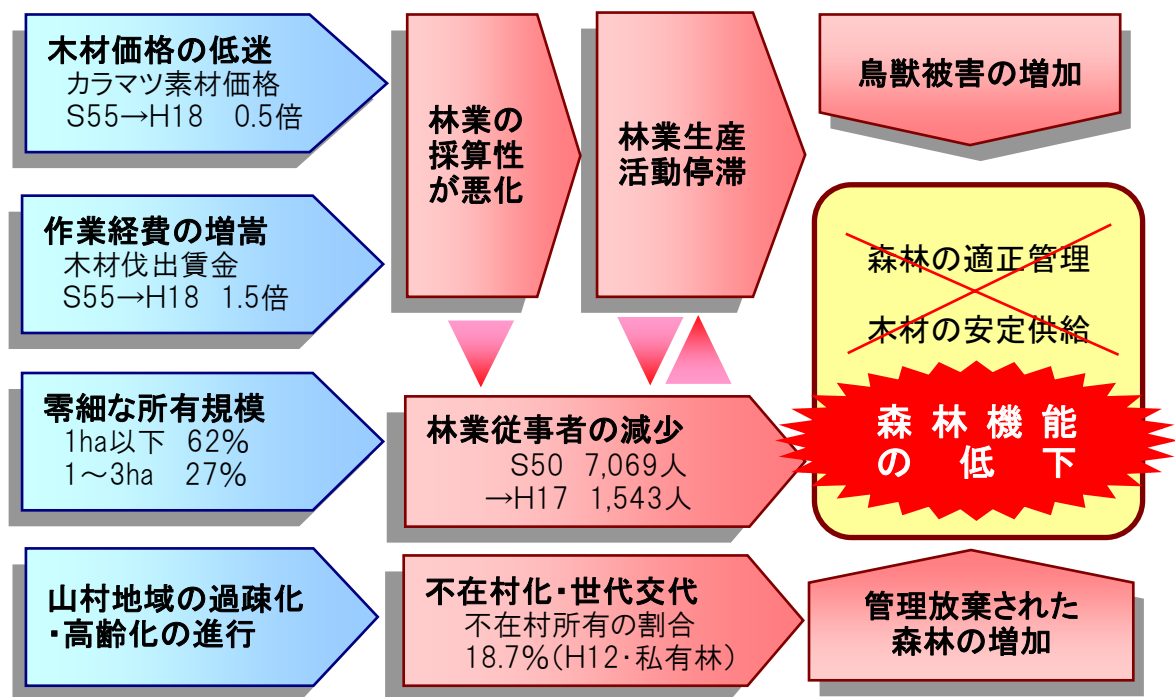
(2) 林業の現状と課題

林業は、森林所有者等の経済活動として行われるものでありますが、林業生産活動の中で、植栽、保育、伐採等の施業や病虫獣害の防除、森林火災の防止等の森林管理が適切に実施されることを通じて、森林のもつ多面的機能を維持・向上させるという重要な役割を担っています。

しかし、昭和40年代からの外材輸入量増加に加え、木材に代わる資材の進出などにより、木材価格が長期にわたり低迷している一方で、造林や保育、伐採等に要する経費は増嵩していることから、林業の採算性が悪化し、林業を取り巻く状況は厳しさを増しています。

さらに、零細な所有規模に加え、山村地域の過疎化・高齢化の進行、林業生産活動の停滞に伴う林業従事者の減少、不在村化や世代交代などによる管理放棄森林の増加、ニホンジカなどによる鳥獣被害の増加などから、このまま推移すると、森林の適正な管理や木材の安定的な供給に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

図9 林業を取り巻く主な現状と課題の関連図



資料 木材価格:「長野県木材統計」 賃金:厚生労働省「林業労働者職種別賃金調査」
 所有規模:「長野県民有林の現況」 林業従事者:総務省「国勢調査」
 不在村所有:農林水産省「世界農林業センサス」

森林を適正に整備・保全し、その多面的な機能が発揮されるよう努めることは森林所有者等にとっての責務ですが、それだけでは適正な整備・保全が進みがたい状況となっています。

森林の整備・保全を進め、広く県民が森林のもたらす恩恵を享受していくためには、森林所有者を含めた林業・木材産業関係者自らの努力、県や市町村の取組とともに、個々の県民を含めた社会全体からの支援が必要となっています。

Ⅱ 森林づくりの取組状況



1 森林づくりの方向性

(1) 長野県ふるさとの森林づくり条例

県では、社会全体の共通の財産である森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいこうと、県民が主体的に森林づくりに参加するための基本理念や基本方針、新たな仕組みを定める「長野県ふるさとの森林づくり条例」を平成16年10月に制定しました。

『長野県ふるさとの森林づくり条例』の概要

平成16年10月14日公布・施行
(一部 平成17年1月1日施行)

森林づくりの基本理念・方針

◆ 基本理念

森林が持続可能な社会を支える基盤であり、社会全体の共通の財産であることにかんがみ、その機能が持続的に発揮されるよう、それぞれの地域において、県民の理解と主体的な参加の下で、森林づくりを行う。

◆ 基本方針

- ・ 森林の多面的な機能を発揮するための森林の整備及び保全
- ・ 身近な資源である県産材の有効利用
- ・ 森林資源及び森林空間の総合的かつ多面的な利活用

森林づくりに関するそれぞれの責務

県	県民	森林所有者	事業者
<ul style="list-style-type: none">● 基本理念等に則した施策の策定・実施● 県民・森林所有者との協働● 国・市町村との緊密な連携	<ul style="list-style-type: none">● 基本理念等に則し、森林づくりの重要性を認識し、森林づくりのための活動に積極的に参加● 県が実施する施策への協力	<ul style="list-style-type: none">● 基本理念等に則した森林の整備の推進及び保全の確保● 県が実施する施策への協力	<ul style="list-style-type: none">● 基本理念等に則した事業の実施及び県の実施する施策への協力● 開発行為を行う場合は、森林の多面的な機能の持続的な発揮に支障を及ぼさないよう配慮

森林づくりに関する県の基本的な施策

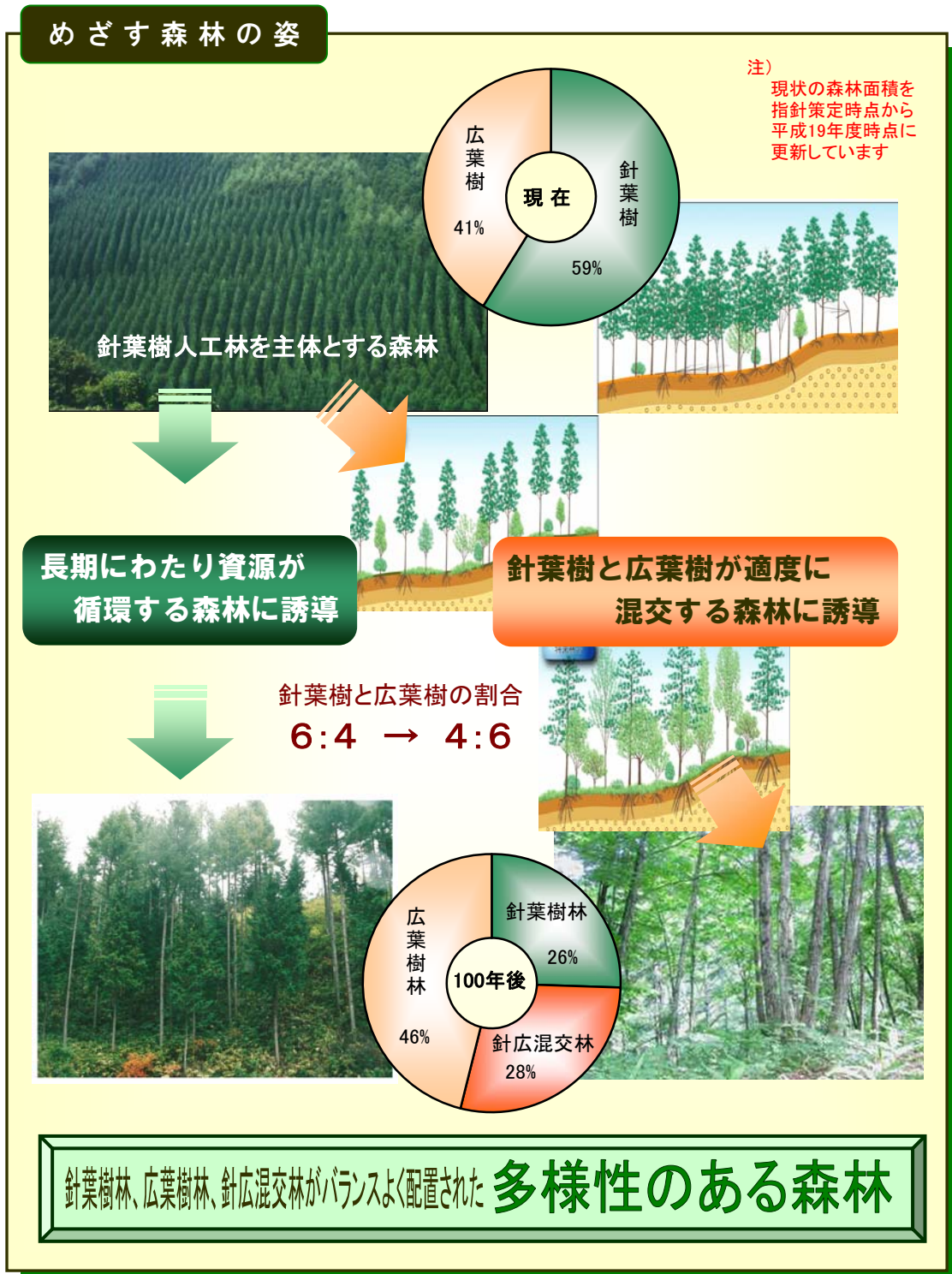
<h5>森林づくり指針</h5> <p>本県の目指すべき森林の姿と、その実現に向けた森林づくりに関する施策を推進するための基本指針の策定</p>	<ul style="list-style-type: none">● 県民の主体的な参加の促進● 県外における理解と協力● 森林の整備の推進及び保全の確保● 県産材利用の促進● 林業、木材産業等の持続的かつ健全な発展● 森林空間の多面的利用の促進● 山村地域の活性化
--	--

※ そのほか、「新たな仕組み」として、①森林整備保全重点地域制度、②里山整備利用地域制度を定めています。

(2) めざす森林の姿と展開方向(森林づくり指針)

「長野県ふるさとの森林づくり条例」の規定に基づき、平成17年6月に「森林づくり指針」を策定しました。

これは、100年先、すなわち22世紀の長野県の森林のあるべき姿と、その森林の姿を実現するために、県民と県が取り組むべき長期の森林づくりの展開方向を明らかにするとともに、今後おおむね10年間の県施策の展開方法を定めたものです。



展開方向

社会全体の共通の財産である森林から、多面的な機能を一定レベル発揮させていくために、今後の維持・管理に最低限どこまで人的関与をすべきかを考慮し、その範囲や方法を次の3つの方法に区分して森林づくりを進めます。

循環林

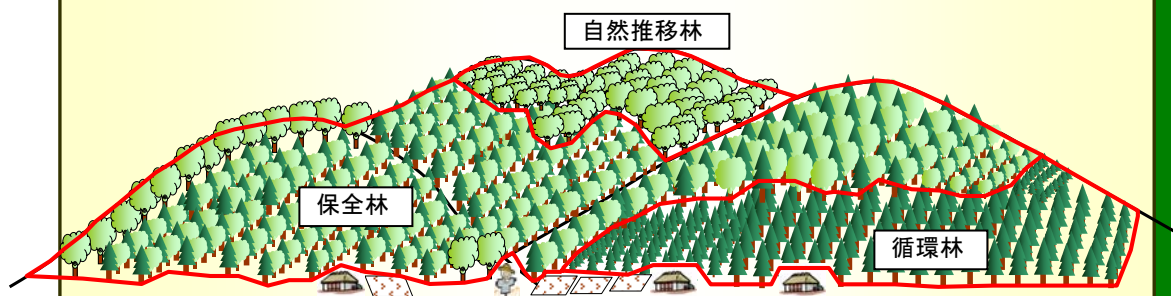
- 持続可能な木材等の生産を目標とし自然環境に配慮しながら維持・管理します。
- 高性能林業機械の導入と林内路網の整備により、低コスト林業を展開します。

保全林

- 公益的機能の持続的発揮を主な目標として、維持管理します。
- 水源かん養、山地災害の防止という公益的機能の高い森林は、その機能を高める整備を行います。
- 生活環境の保全等の公益的機能の高い森林は、自然力を生かしながらその機能を高める整備を行います。
- いずれも強度の間伐など必要最低限の整備を実施し、針広混交林を造成します。

自然推移林

- 奥地または林内路網から遠距離(500m以上)に位置し、今後の持続的な整備が困難な森林には、原則として手を加えず自然力を最大限活用して管理していきます。



針広混交林への誘導の方法

第1段階(現在から概ね20年間)

【強度間伐を中心とした健全な森林づくりの重点実施期間】

自然力によって下層への広葉樹を誘導



第2段階(概ね30年間)

【単純な一斉林から多様性のある森林への誘導段階】

発生した広葉樹を育成し、針広混交林へと誘導



50年後

【整備、利用、再生等が循環に行われる段階への移行期】

下層の広葉樹の生長によって針広混交林へ移行



22世紀

【針広混交林が成熟し多様性のある森林が支える森林社会の実現へ】



(3) 信州の森林(もり)づくりアクションプラン

特に、喫緊の課題である間伐の計画的な実行確保を図るため、平成17年6月の「森林づくり指針」策定と同時に「信州の森林(もり)づくりアクションプラン」を策定しました。

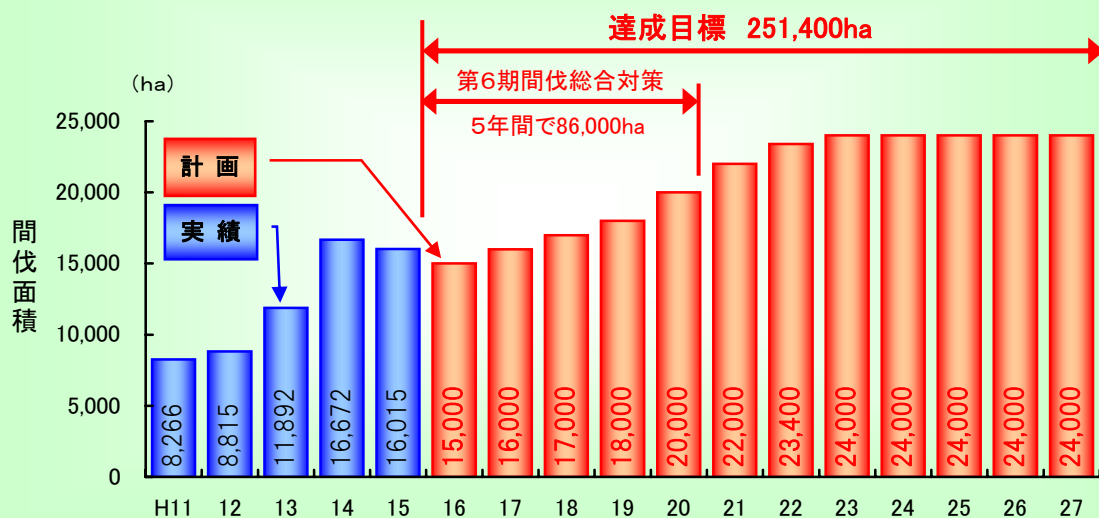
間伐すべき森林(25万1,400ha)をすべて整備するとともに、間伐材の搬出・利用を促進するという、現在の重点課題に対する「行動計画」に位置づけて取り組んでいます。

『信州の森林(もり)づくりアクションプラン』の概要

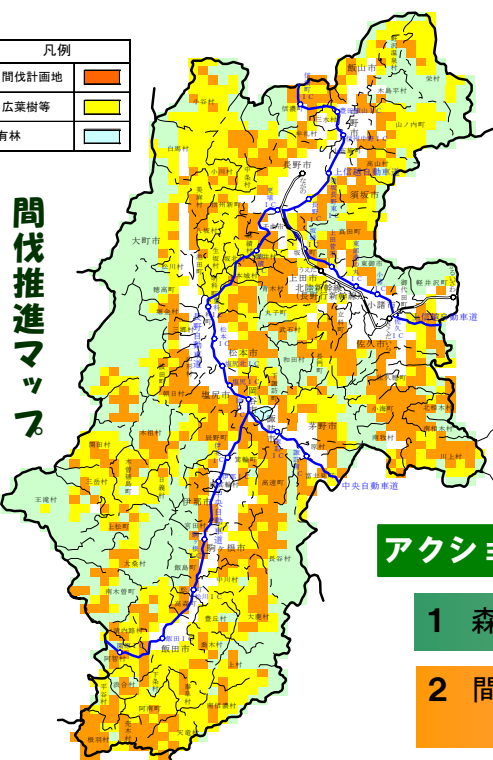
<平成17年6月10日策定>



平成27年度までに長野県の民有林における間伐すべき森林、
県土の5分の1にあたる251,400haすべてを手入れします。



間伐計画地	オレンジ色
民有林	黄色
広葉樹等	緑色
国有林	水色



間伐推進マップ



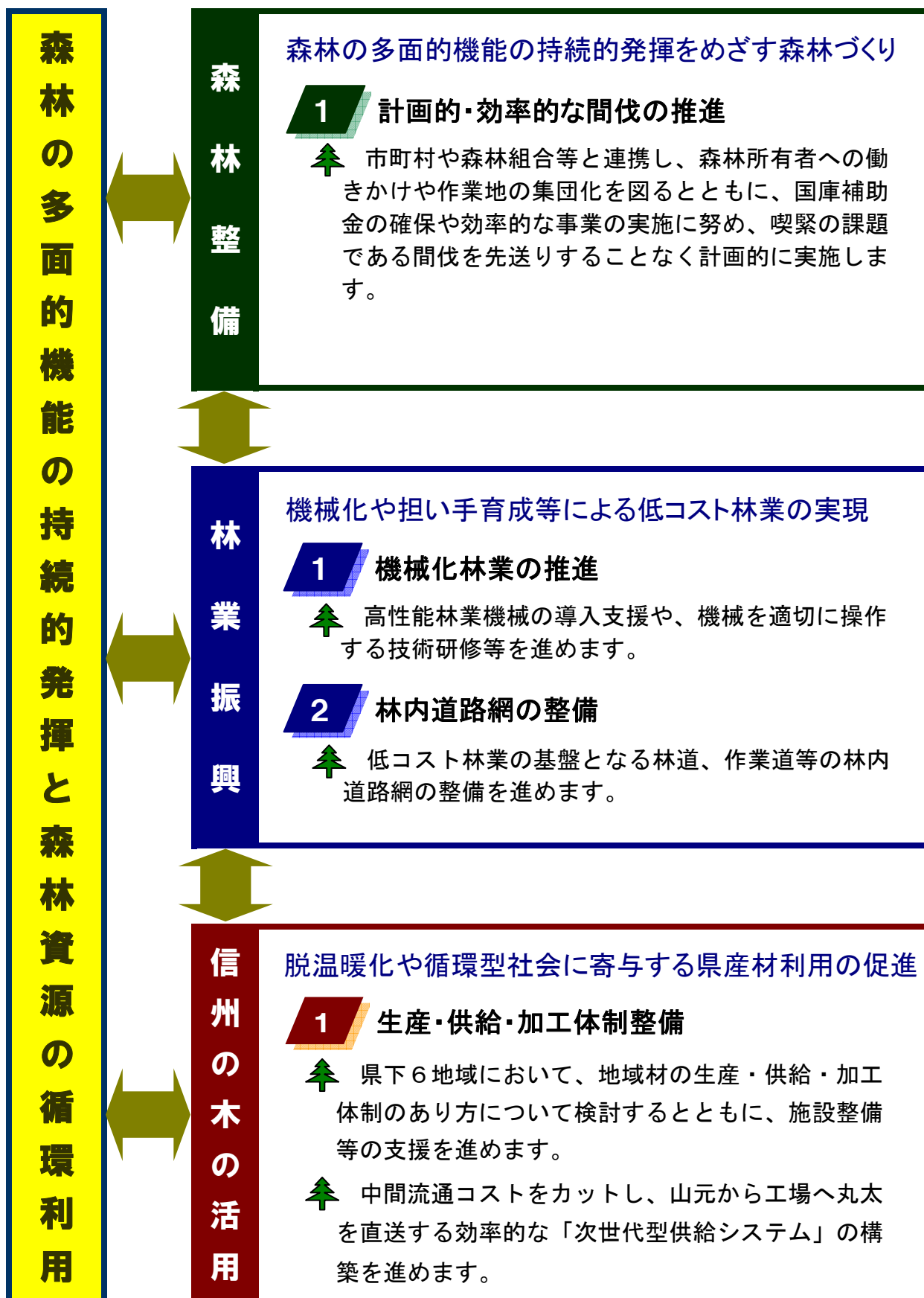
間伐材の搬出・利用を促進

- ◆高性能林業機械
整備台数 75台(H15) → 180台(H27)
- ◆素材生産量(国有林+民有林)
年間 245千 m^3 (H15) → 335千 m^3 (H27)
- ◆木造住宅
(信州の木を50%以上利用し、助成等を活用)
年間 66戸(H15) → 1,000戸(H27)
- ◆ペレットストーブ
整備台数 150台(H15) → 3,700台(H27)




アクションプランを実行することにより

- 1 森林の多面的機能の向上を図ります
- 2 間伐材を有効に利用することで、
循環型社会に寄与します


(4) 森林・林業施策の取組方向





2 安心・安全の確保のための治山事業等の推進

-  保安林の間伐等を積極的に進め、健全な森林を育成し、災害に強い森林の維持造成を進めます。
-  山地を起因とする災害を防止するため、被災箇所の早期復旧を図るとともに、地域における防災ソフト事業を推進します。
-  県土の保全及びマツタケなどによる地域振興を図るため、関係市町村と連携して松くい虫対策を実施し、被害の沈静化を図ります。


3 多様な生物が共生する環境づくりの推進

-  強度の間伐による広葉樹の誘導・育成等を図り、野生鳥獣が生息しやすい環境をつくとともに、野生鳥獣の被害防除対策や捕獲対策、集落周辺の環境整備を進めます。



3 森林づくりの担い手育成

-  財団法人長野県林業労働財団等と協働して、新規参入者の促進、就労者の技術養成、就労環境の整備等を総合的に実施します。
-  自立的な経営をめざす森林組合活動を支援するとともに、低コスト林業を実践できる機械化事業体の育成を進めます。


4 活力ある山村づくりの推進

-  特用林産物の生産振興や、森林セラピー等の森林空間を活用した新たな地域活性化策を推進します。

2 住宅等への県産材利用の推進

-  県内メーカー等と協働し、一般住宅への県産材利用の拡大を進めるとともに、首都圏等への県産材の販路拡大を進めます。
-  公共事業や物品調達などで県自らが率先して県産材を利用するとともに、木造公共施設の建築支援等を進めます。

3 木質バイオマスの利用推進

-  ペレットストーブやボイラーの導入を促進し、県産材利用と温暖化防止、循環型社会の構築をめざします。

森林・林業施策体系と「森林づくり指針」に掲げる数値目標



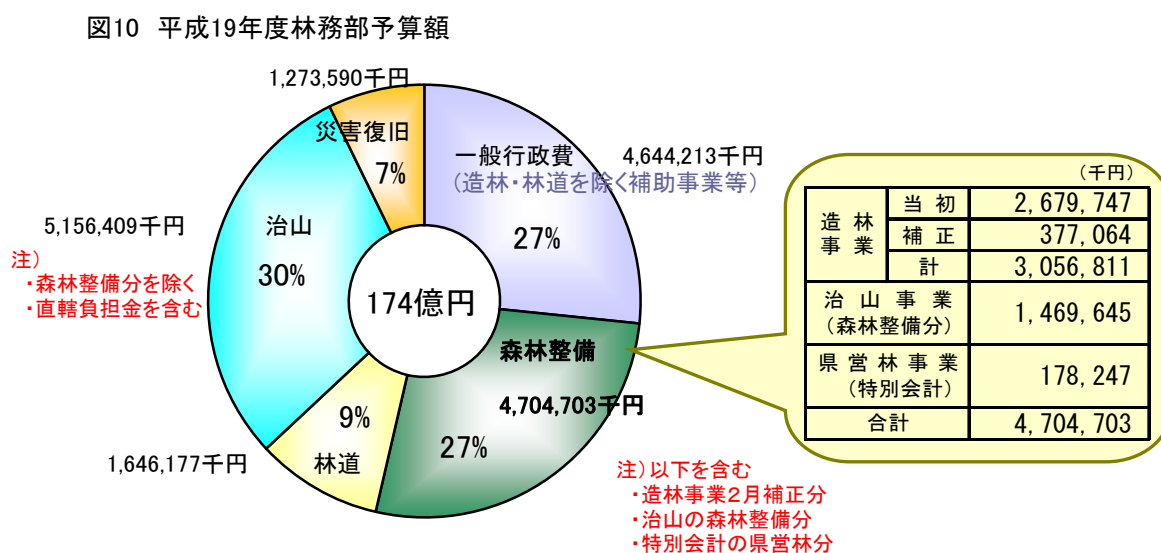
2 森林づくりの取組状況と今後の課題

(1) 森林整備事業の実施状況

「信州の森林（もり）づくりアクションプラン」に基づき、現在、森林の多面的機能の持続的発揮をめざす森林整備事業を実施しています。

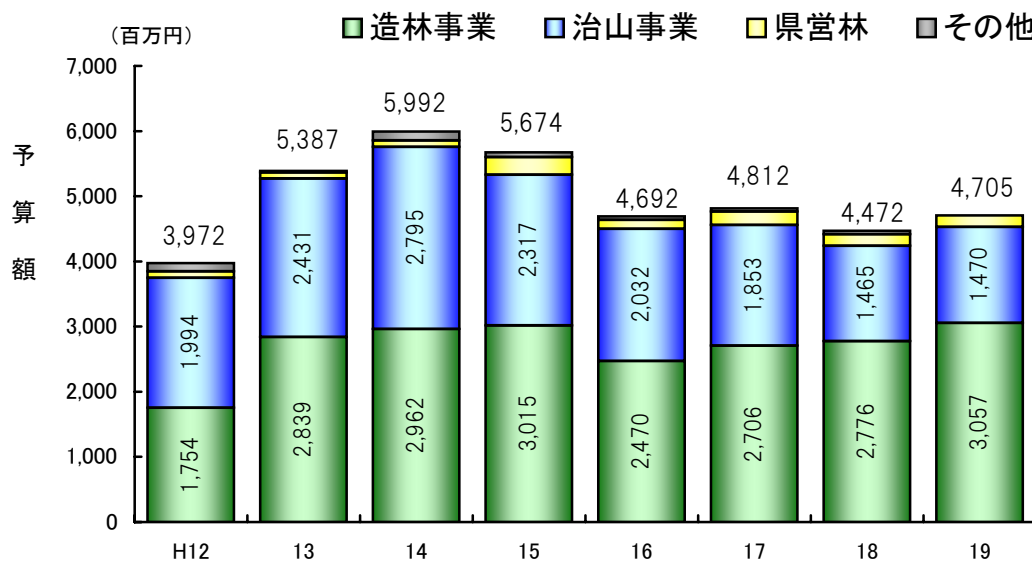
実施にあたっては、国庫補助金の確保に努め、「森林所有者等が自ら行う森林整備」への支援に加え、森林の機能発揮を図る上で特に重要な地域や保安林等において、市町村または県が主体となつて行う「公的な森林整備」を進めています。

平成19年度の県予算においては、県民の生命・財産を守る安全な地域づくりをめざした「減災」対策として、森林整備事業を主要施策に位置付けて取り組んでいます。



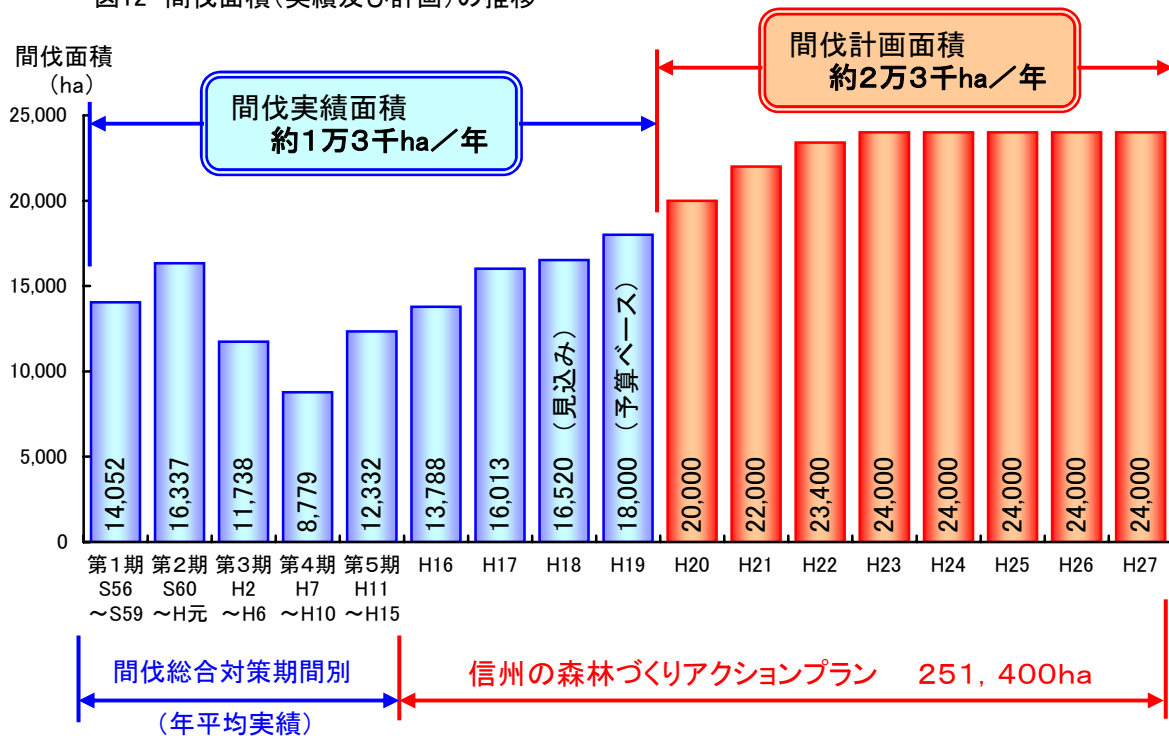
(資料：森林政策課業務資料)

図11 森林整備事業の県予算額の推移



(資料：森林政策課業務資料)

図12 間伐面積(実績及び計画)の推移

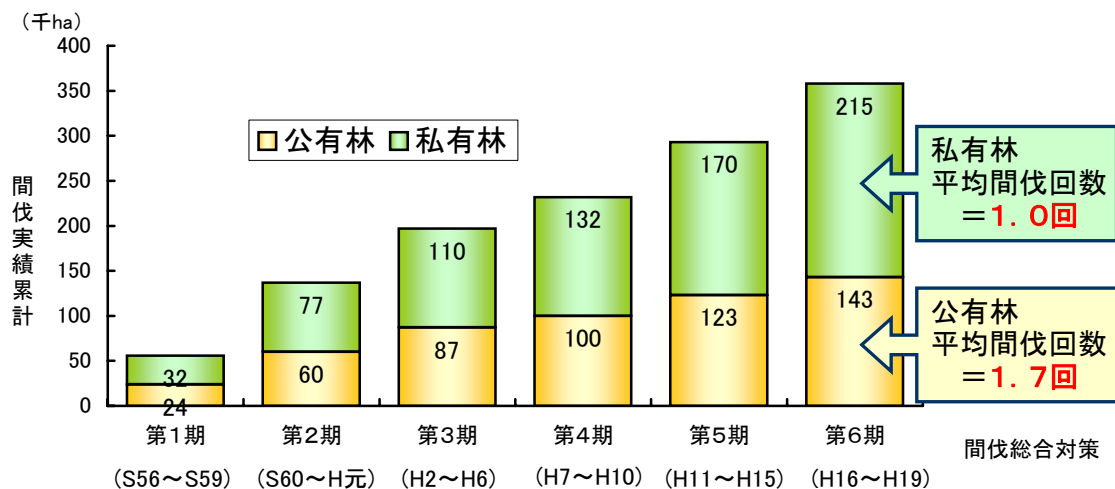


県では、森林づくりの主体となった間伐を計画的に推進するため、昭和56年度から「間伐総合対策」として取り組み、本年度までの27年間で延べ面積約36万ha、年平均で約1万3千haの間伐を実施してきていますが、間伐が必要な人工林（11年生から60年生）での間伐実施状況は、全体平均で1.2回にとどまっています。

特に、個人所有等の私有林では今までの間伐回数が平均1.0回であり、間伐がまったく実施されずに高齢級を迎えた森林が多い状況となっています。

これら私有林の多くは集落周辺の里山に位置していますが、山地災害の防止等の機能を高める観点から、その整備を進めるためには公的な関わりが必要となっています。

図13 間伐実績累計と平均間伐回数



注：1 第6期の18年度分は見込み、19年度分は計画面積を16～17年度の割合で按分して加算。

2 平均間伐回数 = (間伐実績累計) ÷ (現在の11～60年生の人工林面積)
 (第1期時点の間伐実施11～35年生は、現在の36～60年生)

(2) 森林づくりを進めるにあたって

(森林づくりの必要性)

山地災害の防止等の森林のもつ公益的かつ多面的な機能への県民の期待に応じていくためには、いかに森林を良好な状態に保つかが大きな課題となっています。

特に、平成18年7月に発生した豪雨災害によって、間伐の重要性が再認識されたところであり、安全で安心できる県民の豊かな暮らしを実現できるよう、災害に強い森林づくりを一層推進していく必要があります。

(持続的な林業生産活動の推進)

森林は、林業生産活動の中で適切に管理することにより多面的機能の発揮が期待できますが、手入れが十分でない状況が進めば、循環型資源である木材の生産はもとより、森林の公益的な機能の発揮にも支障をきたす恐れがあります。

民有林の面積の75%は私有林であり、森林の整備・保全を進めるためには、林業の採算性を向上させ、森林所有者の施業意欲を向上させることも必要です。

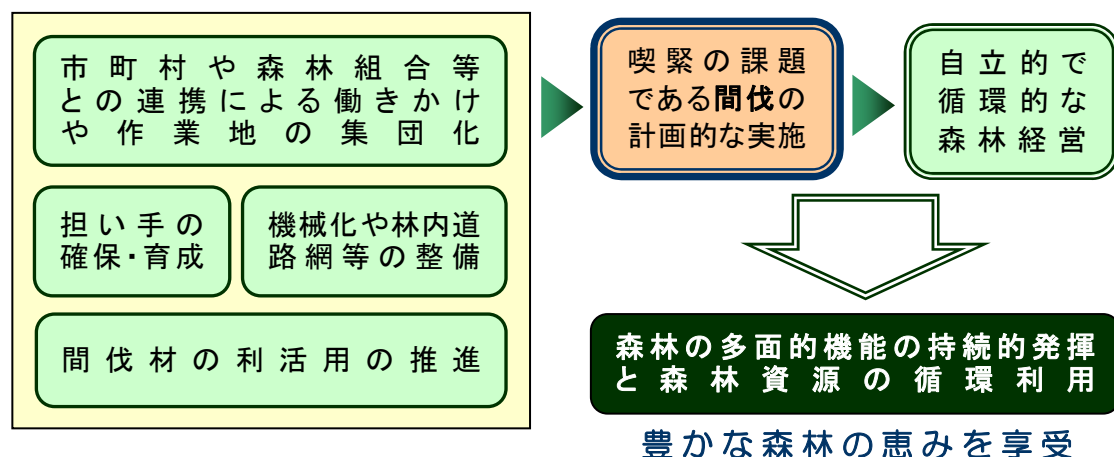
持続的な林業生産活動を推進し、将来にわたってすべての県民が恩恵を享受できるよう森林の多面的な機能を発揮させていくためには、コスト縮減のための作業地の集団化、林業従事者の確保・育成、高性能林業機械の導入、林内道路網の整備、県産材の供給体制整備と需要拡大などの取組を同時に進めながら、一つ一つの課題を解決していく地道な努力が必要となっています。

(課題解決に向けて)

現在、林齢が36年生から50年生までに集中していることから、これからの約10年間は集中的に間伐を実施しなければならない時期を迎えています。

人工林は、林齢60年生までに適切に間伐を行うことにより、その後、自立的で循環的な森林経営が期待でき、豊かな森林の恵みをいつまでも享受できるようになると考えられます。

この間伐の実行確保を図るためには、市町村や森林組合等との連携により、森林所有者への働きかけや作業地の集団化を進めるとともに、担い手の確保・育成や機械化・林内道路網等の実行体制の整備、間伐材の搬出・利用に至るまでの取組を、総合的かつ効果的に進めていくことが重要となっています。



(3) 財源確保の必要性

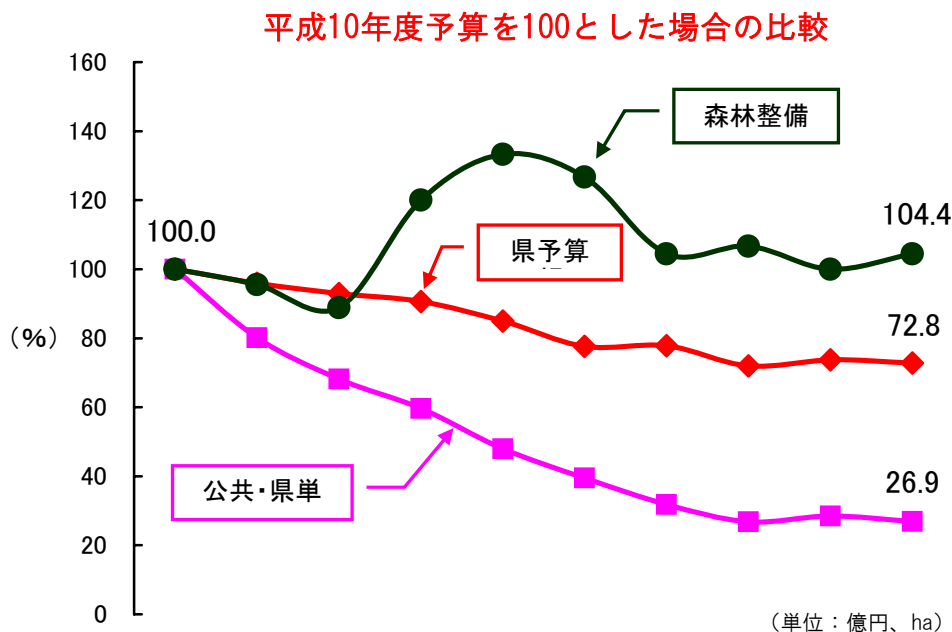
長野県の財政状況は、歳入面では、景気の回復により県税収入が増加傾向にあるものの、本格的な回復には至っておらず、また、地方交付税（臨時財政対策債を含む。）も毎年度削減されていることから、一般財源の確保が厳しい状況が続いています。

一方、歳出面では、社会資本整備のために借り入れた借金の返済である公債費や人件費などの義務費の割合が高い硬直的な財政構造が今後も続く見込まれます。

このような財政状況を踏まえ、県では「長野県行財政改革プラン」を平成19年3月に策定し、分権改革、行政システム改革、財政構造改革に取り組んでいますが、財政赤字を出すことなく安定的な財政運営を行うため、今後とも更なる歳入確保策や歳出削減策など追加の財源確保対策を行っていくこととしています。

森林整備事業については、健全な森林づくりを着実に推進していくため、厳しい財政状況の中にあっても、これまで予算を重点的に配分してきましたが、今後とも計画的に森林づくりを進めていくためには、効率的な事業の実施や国庫補助金の確保はもとより、県民の理解と協力のもと、新たな財源を早急に確保する必要があります。

図14 県予算額の推移



年 度	H10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
県 予 算 額	11,629	11,154	10,811	10,535	9,881	9,025	9,047	8,365	8,572	8,462
公 共 事 業 費	2,737	2,258	1,881	1,632	1,317	1,089	889	716	798	741
県 単 独 事 業 費	777	559	515	464	369	300	230	226	204	203
森 林 整 備 事 業	45	43	40	54	60	57	47	48	45	47
間 伐 面 積	8,025	8,266	8,815	11,892	16,672	16,015	13,788	16,013	16,520	18,000

注：1 予算は、H10～18は最終、H19は当初。森林整備事業に県営林特別会計分を含む。
 2 間伐面積は、H10～17は実績、H18は実績見込み、H19は予算時の計画面積。

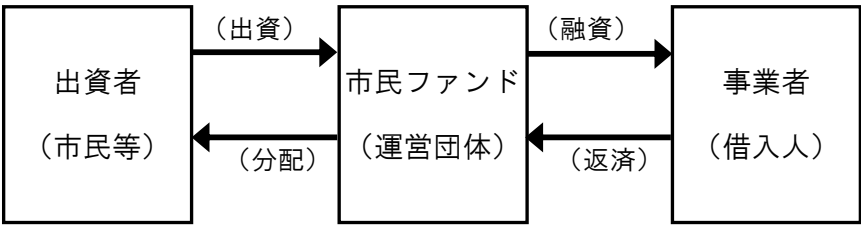
Ⅲ 費用負担の方法



1 様々な手法による財源確保

森林づくりのための新たな財源の確保方策の検討にあたり、各種制度を幅広く取り上げて、森林づくりのための財源として整理を行いました。

種 類	概 要
分 担 金 ・ 負 担 金	<p>【具体的内容】</p> <p>国又は地方公共団体が行う特定の事業（数人又は地方公共団体の一部に受益が発生する事業）を行う場合に、これに要する経費に充てるため、その事業の受益者や関係者等に、その受益の限度において徴収することができるもの。</p> <p>（例）土地改良事業分担金、県営林道事業負担金</p> <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>森林のもつ様々な機能は、広く県民生活を支える役割を果たすものであり、県下全域に利益を及ぼし、県民全体が受益者となるものであることから、地域を限定した事業を除き分担金を徴収することは困難と考えられます。</p>
使 用 料	<p>【具体的内容】</p> <p>行政財産の目的外使用や公の施設を利用するにあたって、その受益の実費負担として徴収できるもの。</p> <p>（例）県民会館の使用料</p> <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>使用料は特定施設の利用の対価にとどまるものであり、県有林や私有林等を対象として、広く使用料を徴収することは困難と考えられます。</p>
手 数 料	<p>【具体的内容】</p> <p>地方公共団体の事務のうち、特定の者に提供する役務に対し、その実費負担として徴収できるもの。</p> <p>（例）パスポート取得や狩猟者登録等の手数料</p> <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>森林のもつ様々な機能の維持・向上のための施策は、特定の者のために実施するものではなく、その受益は県民全体に及ぶものであり、また、特定の役務に該当しないことから、手数料として徴収することは困難と考えられます。</p>

種 類	概 要
<p>寄 附 金</p>	<p>【具体的内容】</p> <p>金銭その他の資産等を相当の対価を求めることなく任意に提供するもの。</p> <p>直接、間接問わず、国や地方公共団体が寄附金を割り当てて強制的に徴収することはできません。</p> <p>(例) 緑の募金、企業等からの寄附金</p> <p>○緑の募金</p> <p>「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づく恒久的なもので、緑化木の配布や植樹祭の開催、森林ボランティア等の自主的な地域の森林づくり活動や公園等の環境緑化への助成、みどりの少年団の育成等に活用されています。</p> <p>・募金額（長野県緑の基金分）：8,742万円（平成18年度）</p> <p>○森林の里親促進事業</p> <p>県が仲介役となって、森林整備活動に意欲を有する地域と環境保全活動に熱心な企業等の間で里親契約を結び、企業等からの寄附や人的支援により森林づくりを行っています。</p> <p>・契約数24件、支援額5,680万円（平成19年5月現在）</p> <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>寄付者の任意の協力を委ねるものであり、収入源として不安定であり、また、財源規模には一定の限度があると考えられます。</p>
<p>市民ファンド (コミュニティ ・ファンド)</p>	<p>【具体的内容】</p> <p>地域の資源や特性等を活かした起業化等に対し、その趣旨に賛同する市民等から出資を募り運営するもの。</p> <p>(仕組みの一例)</p>  <pre> graph LR A["出資者 (市民等)"] -- "(出資)" --> B["市民ファンド (運営団体)"] B -- "(融資)" --> C["事業者 (借入人)"] C -- "(返済)" --> B B -- "(分配)" --> A </pre> <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>森林づくりに対する県民の参加や理解促進を図る上で有効な手法ですが、森林資源等を活かした収益事業が見いだせるか、資金集めが可能かといった課題があり、実現しても、寄附金と同様に収入源として不安定で、財源規模にも限度があると考えられます。</p>

種 類	概 要
<p>地 域 通 貨</p>	<p>【具体的内容】</p> <p>地域通貨とは「ある特定の地域やコミュニティの中で流通する利子のつかないお金」であり、公共的・社会的な目的に基づいて発行し、その通貨を流通させることで、ある目的の実現を後押ししたり通貨利用者に何らかの行動を起こさせることを目的とするもの。</p> <p>(仕組みの一例)</p> <pre> graph TD A[運営団体] -- "①協力・協賛" --> B[商店・公共施設等] A -- "②通貨交付" --> C[ボランティア等の主催者] C -- "③ボランティア参加" --> D[住民] C -- "④通貨交付" --> D D -- "⑤サービスの享受" --> B A -- "PR" --> D </pre> <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>森林づくりに対する県民の参加や理解促進を図り、また、活力ある地域づくりを進める上で有効な手段ですが、一方、その発行限度は協力店等の理解の範囲内であり、森林ボランティアの協力を前提とするため、財政規模や作業能力といった面で、広範な荒廃森林の整備を期待することは困難と考えられます。</p>
<p>県 税</p>	<p>【具体的内容】</p> <p>特別の給付に対する反対給付としてでなく、公共サービスを提供するための資金を得る目的で、法律・条例の定めに基づいて徴収することができるもの。</p> <p>地方税法は、地方公共団体の判断によって財政上その他の必要がある場合には、法で定める標準税率を超える税率を定めること（超過課税方式）や、法で定める税目以外に税目を新設して独自の課税を行うこと（法定外税方式）ができる仕組みになっています。</p> <p>なお、法定外税は、使い道が特定されている「法定外目的税」と使い道が特定されていない「法定外普通税」に区分されます。</p> <p>【他の都道府県の実施状況】</p> <p>① 超過課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林整備のための税 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人県民税均等割 24団体（高知県、岡山県ほか） ・ 個人県民税所得割 1団体（神奈川県） ・ 法人県民税均等割 23団体（高知県、岡山県ほか）

種 類	概 要
県 税	<p>○ 森林整備以外を用途とする税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人県民税均等割 1団体（大阪府） ・ 法人県民税法人税割 46団体（静岡県を除く都道府県） ・ 法人事業税 7団体（東京都、神奈川県ほか） <p>② 法定外税</p> <p>○ 法定外目的税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物関係税 24団体（青森県、岩手県ほか） ・ 宿泊税 1団体（東京都） ・ 乗鞍環境保全税 1団体（岐阜県） <p>○ 法定外普通税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石油価格調整税 1団体（沖縄県） ・ 核燃料税 11団体（福井県、石川県ほか） ・ 核燃料等取扱税 1団体（茨城県） ・ 核燃料物質等取扱税 1団体（青森県） ・ 臨時特例企業税 1団体（神奈川県） <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>税は、一定の財源が継続的・安定的に確保されることから、森林整備に係る施策が円滑に施行できるものと考えられます。</p> <p>しかし、税は県民に新たな負担を求めるものであるため、その導入に当たっては、県民の理解を得ることが欠かせないと考えます。</p> <p>【参考：税の3原則】</p> <p>○ 公平の原則</p> <p>様々な状況にある人々が、それぞれの負担能力（担税力）に応じて公平であることが必要です。</p> <p>森林整備による恩恵は県民一人ひとりに等しく現れるものであり、できるだけ多くの県民が広く税として負担することが求められる反面、所得が低く税負担に耐えられないと思われる者に対する配慮も必要となってきます。</p> <p>○ 中立の原則</p> <p>税制度が個人や企業の経済活動における選択を歪めたり、経済の発展に支障を来すことがないように配慮する必要があると考えます。</p> <p>○ 簡素の原則</p> <p>税制度の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものとするとともに、行政側のコストの最小化を図る必要があります。</p>

2 税制措置による財源確保

森林づくりを着実に推進していくためには、県民の理解と協力を得る中で、一定規模の財源が継続的かつ安定的に確保され、森林からの恩恵を受けている県民に対し、広く薄く負担を求めることのできる「税制措置」が有力な財源確保の方法であると考えられます。

そこで、税制措置である「超過課税方式（法で定める標準税率を超える税率を定める方法）」と「法定外税方式（法で定める税目以外に税目を新設する方法）」について整理を行いました。

(1) 超過課税方式

種 類	概 要
県 民 税	<p>【考え方】</p> <p>森林のもつ様々な機能の恩恵は、すべての県民が享受しているという観点から、様々な行政サービスに対する応益性を有する県民税の均等割に、森林づくり施策の財源とするための一定の税額を上乗せするもの。</p> <p>【課税の仕組み】</p> <p>県民税に上乗せして課税するので、税を納めていただく方（納税義務者）や納税の方法は県民税と同じとなります。</p> <p>なお、個人県民税は、個人市町村民税とあわせて「個人住民税」として、市町村に納めていただいています。</p> <div data-bbox="451 1294 1337 1736" style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[給与所得者 (納税義務者)] -- 特別徴収 --> B[雇用主 (特別徴収義務者)] B -- 納入 --> C[市 町 村] D[個人事業者等 (納税義務者)] -- 普通徴収 --> C E[法人 (納税義務者)] -- 申告納付 --> F[県] C -- 払込 --> F </pre> </div> <p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの県民に幅広く負担をしていただくことができます。 ○ 現行の課税や納税の仕組みを活用することができます。

種 類	概 要
自動車税	<p>【考え方】 森林のもつ機能のうち地球温暖化防止に着目し、二酸化炭素を排出しているという観点から、自動車税に森林づくり施策の財源とするための一定の税額を上乗せするもの。</p> <p>【課税の仕組み】 自動車税に上乗せして課税するので、税を納めていただく方（納税義務者）や納税の方法は自動車税と同じとなります。</p> <p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 税を納めていただく方が自動車の所有者に限られること、所有台数によっても負担額に差がでること、さらには、市町村税である軽自動車の所有者には課税されないことなど、負担の公平性について課題があります。 ○ 現行の課税や納税の仕組みを活用することができます。

(2) 法定外税方式

種 類	概 要
森林づくりのための新税（目的税）	<p>【考え方】 森林のもつ様々な機能の恩恵は、すべての県民が享受しているという観点から、森林づくり施策の財源とするための新税を創設し、県民に広く税負担を求めるもの。</p> <p>【課税の仕組み】 県が、県内に住所（事業所）等を有する個人・法人に対して新たな税として賦課徴収するもの。</p> <p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの県民に幅広く負担していただくことができます。 ○ 目的税となるので、森林づくりのための財源調達という位置付けが制度上明確になります。 ○ 法定外税の新設には、総務大臣の同意が必要となります。 ○ 課税及び納税の仕組みを新たにつくる必要があります。また、徴税コストがかかります。

種 類	概 要
水源かん養の ための新税 (目的税)	<p>【考え方】 森林の水源かん養機能は、河川等を通じ良質な水を安定的に供給するという役割を果たしているという観点から、多くの県民が使用している水道に着目した新税を創設するもの。</p> <p>【課税の仕組み】 水道事業者を通じて、水道の利用者から利用量に応じた額を徴収するもの。</p> <div data-bbox="453 728 1353 817" style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[水道利用者 (納税義務者)] -- 特別徴収 --> B[水道事業者 (特別徴収義務者)] B -- 申告納付 --> C[県] </pre> </div> <p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 目的税となるので、森林の水源かん養機能の維持・向上のための財源調達という位置付けが制度上明確になります。 ○ 水源の下流域、県外の水道利用者への負担を求めることが出来ないため、負担の公平性について課題があります。 ○ 法定外税の新設には、総務大臣の同意が必要となります。 ○ 課税及び納税の仕組みを新たにつくる必要があります。また、徴税コストがかかります。

3 他県における取組状況

平成12年度に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権一括法)が施行されたことを契機に、全国の多くの地方公共団体では様々な独自課税について検討が進められています。

その中で、森林整備等を目的とした税の導入について多くの県で検討がなされており、平成15年度から「森林環境税」を導入した高知県をはじめとして、平成19年4月までに24県が独自課税の仕組みを設けています。

これらの県の税を定めた条例では、森林のもつ機能を全ての県民が享受していることを示した上で、県民に広く負担をお願いする方法として、既存の個人・法人県民税均等割の税額を引き上げる超過課税方式を採用しています。

税の使途については、「森林環境の保全」、「森林を県民で守り育てる意識の醸成」等の森林づくり関係事業に活用しています。

また、福島県、山形県、広島県では市町村への交付金を設け、地域の独自性を発揮した森林づくりへの支援も行っています。

なお、兵庫県と広島県ではその使途を都市地域の緑化まで広げています。

また、神奈川県は水源環境の保全・再生を目的とした超過課税であり、その主要施策として森林づくりを位置づけており、そのほかに河川や地下水の保全対策、公共下水道や合併浄化槽の整備促進等を実施しています。

図15 他県における森林整備等を目的とした税(県民税超過課税)の税額一覧表

		法人への超過税率(額)						
		11%	10%	5%	3%	500円	なし	計
個人超過税額	1,000円		3県					3県
	800円	1県	1県					2県
	500円			15県		1県		16県
	400円			1県				1県
	300円				1県		1県 [※]	2県
	計	1県	4県	16県	1県	1県	1県	24県

※ 神奈川県は法人への賦課はなく、個人県民税の均等割と所得割(0.025%)の超過課税の方式を採用しています。(納税者1人あたりの平均負担額は合算で約950円)

【導入県別 一覧表】

No.	導入県名	税 の 名 称	条例 議決	新 税 導 入	超過課税率		（本 年 度 規 模 見 込） （百万円）
					個 人	法 人	
1	高 知 県	森林環境税	15年 2月	15年 4月	500円	500円	170
2	岡 山 県	おかやま森づくり県民税	15年11月	16年 4月	500円	5%	540
3	鳥 取 県	森林環境保全税	16年 3月	17年 4月	300円	3%	110
4	鹿 児 島 県	森林環境税	16年 6月	17年 4月	500円	5%	430
5	島 根 県	島根県水と緑の森づくり税	16年12月	17年 4月	500円	5%	210
6	愛 媛 県	森林環境税	16年12月	17年 4月	500円	5%	400
7	山 口 県	やまぐち森林づくり県民税	17年 3月	17年 4月	500円	5%	420
8	熊 本 県	水とみどりの森づくり税	17年 3月	17年 4月	500円	5%	490
9	兵 庫 県	県民緑税	17年 3月	18年 4月	800円	10%	2,080
10	福 島 県	森林環境税	17年 3月	18年 4月	1,000円	10%	1,120
11	奈 良 県	森林環境税	17年 3月	18年 4月	500円	5%	350
12	大 分 県	森林環境税	17年 3月	18年 4月	500円	5%	310
13	滋 賀 県	琵琶湖森林づくり県民税	17年 6月	18年 4月	800円	11%	600
14	岩 手 県	いわての森林づくり県民税	17年12月	18年 4月	1,000円	10%	750
15	静 岡 県	森林（もり）づくり県民税	17年12月	18年 4月	400円	5%	950
16	宮 崎 県	森林環境税	18年 3月	18年 4月	500円	5%	290
17	神 奈 川 県	水源環境保全・再生のための 個人県民税の超過課税措置	17年10月	19年 4月	均等割 300円 所得割 0.025%	なし	3,500
18	和 歌 山 県	紀の国森づくり税	17年12月	19年 4月	500円	5%	180
19	富 山 県	水と緑の森づくり税	18年 6月	19年 4月	500円	5%	270
20	山 形 県	やまがた緑環境税	18年12月	19年 4月	1,000円	10%	540
21	石 川 県	いしかわ森林環境税	18年12月	19年 4月	500円	5%	310
22	広 島 県	ひろしまの森づくり県民税	18年12月	19年 4月	500円	5%	590
23	長 崎 県	ながさき森林環境税	18年12月	19年 4月	500円	5%	280
24	福 岡 県	森林環境税	18年12月	公布後 2年以内	500円	5%	—

森林面積 (ha)	主 な 使 途										No.	
	森 林 整 備	森 林 整 備 以 外 の 関 連 施 策							市 町 村 交 付 金	森 林 関 連 以 外 の 施 策		
		支 N P O 援 等	教 森 林 環 育 境	木 材 利 用	普 及 啓 発	人 材 育 成	試 験 研 究	そ の 他				
595,086	○			○	○							1
484,524	○	○	○	○	○	○	○	水源林取得				2
258,086	○				○			県民公募				3
590,088	○	○	○	○	○			地域提案				4
527,631	○	○										5
401,139	○	○	○	○				堆積流木除去				6
432,855	○				○							7
464,987	○	○	○		○	○		水源林公有化				8
562,760	○									都市緑化		9
972,143	○	○	○	○	○	○	○		○			10
283,817	○		○		○							11
453,891	○	○	○	○	○	○	○					12
206,011	○		○	○	○							13
1,174,910	○	○	○		○			県民公募				14
500,274	○				○							15
588,943	○	○	○					花粉症対策				16
95,362	○			○	○			溪畔林整備		河川・地下水保 全、下水道施設 整備等		17
363,766	○	○	○	○	○	○						18
284,577	○	○	○	○	○			県民公募				19
670,444	○	○	○	○	○			県民公募等	○			20
286,729	○	○	○		○			県民公募				21
614,018	○		○	○	○			特認事業	○	都市緑化		22
243,702	○	○	○	○	○			県民公募				23
222,598	○				○			県民公募				24

IV 新たな仕組みの検討案



1 新たな仕組みの検討

想定できる税制度の中で課税方法を比較すると、税の目的が明確になる「法定外目的税」の創設が優れています。

しかし、実現可能性の面では、法定外目的税の創設は、新たな税制度としての初期費用や賦課徴収コストが多額になるなど課題が多く、先行県においても断念しているところではあります。

県民税の超過課税方式は、現行の制度を活用することから、スムーズな導入が可能で、多くの県民に広く負担をお願いすることができます。

また、税の使途を明確にする仕組みをつくることも可能であることから、有効な選択肢であると考えます。

以上の結果、森林づくりのための新たな財源確保の仕組みとして「県民税の超過課税」方式に絞り、検討を行っています。

(1) 税額

ア 個人県民税

現行の個人県民税均等割の税額は年額1,000円と定められています。これは、担税力のある人が等しい額によって公平に負担するもので、住民にとって身近な行政サービスに対する応益性を有するものであり、広く負担を求めるため、対象範囲は幅広く、税額は低く定められています。

先行県では均等割に年額で300円から1,000円の上乗せ課税を採用しており、この額を本県に充ててみると次のとおりの税収規模となります。

なお、本県の税収見込額については、平成18年度の課税ベースによるもので、納税義務者については、県内に住所、家屋敷または事務所等を有する個人約110万人となっています。

税額（年額）	導 入 県	本県での税収見込額
1,000円	3県（福島県、岩手県、山形県）	10億8,000万円
800円	2県（兵庫県、滋賀県）	8億6,400万円
500円	16県（高知県、岡山県ほか14県）	5億4,000万円
400円	1県（静岡県）	4億3,200万円
300円	2県（鳥取県、神奈川県）	3億2,400万円

県が平成19年度に実施した県政世論調査結果では、森林づくりを進めるための年間負担額として、1,000円以上負担できると答えた方の割合が39%、500円以上負担できると答えた方の割合は64%となっています。

これは平成15年度に実施した県政世論調査結果と同様の割合となっています。

図16 平成15年度県政世論調査結果

(設問) 森林の果たす役割に対し、年間どの程度まで負担できますか。

(有効回答数 1,311人)

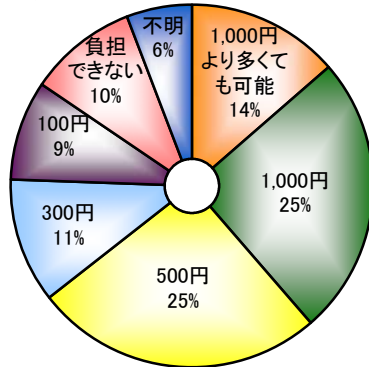
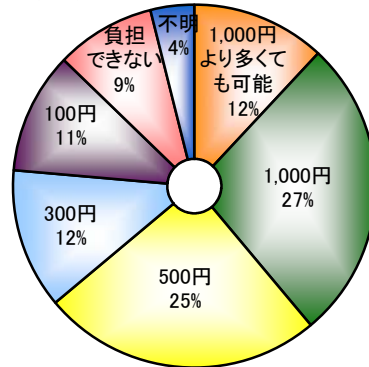


図17 平成19年度県政世論調査結果

(設問) 健全な森林づくりを進めるために年間どの程度まで負担できますか。

(有効回答数 1,439人)



イ 法人県民税

現行の法人県民税均等割の税額は、資本金等の額に応じて年額で2万円から80万円の税率が定められています。これは、資本金等の多寡により担税力に差があり、中小法人等に対する負担軽減を図る必要があることが考慮されているためです。

先行県では、森林のもつ様々な機能から受ける受益の規模を客観的に反映させるため、超過課税の税額に定率を採用しており、この額を本県に充ててみると次のとおりの税収規模となります。

なお、本県の税収見込額については、平成18年度課税ベースによるもので、納税義務者については、県内に事務所等を有する法人約5万5千法人となっています。

資本等の金額の区分	現行税額(年額)
1千万円以下	20,000円
1千万円超～1億円以下	50,000円
1億円超～10億円以下	130,000円
10億円超～50億円以下	540,000円
50億円超	800,000円

税額(年額)	導入県	本県での税収見込額
11%相当額 (2,200～88,000円)	1県(滋賀県)	3億800万円
10%相当額 (2,000～80,000円)	4県(兵庫県、福島県ほか2県)	2億8,000万円
5%相当額 (1,000～40,000円)	16県(岡山県、静岡県ほか14県)	1億4,000万円
3%相当額 (600～24,000円)	1県(鳥取県)	8,400万円

税額については、懇話会の議論や県民の皆様からの意見を踏まえ、今後検討していきます。

(2) 実施期間

森林づくりは長期にわたることから、長期間の計画的な森林づくりを図ることが望ましいと考えます。

しかし、森林づくりの進捗状況や導入効果を検証するとともに、社会経済情勢の状況等を考慮し、先行県（鳥取県の3年間を除く）と同様、5年後に制度の見直しを行っていくことが適当であると考えます。

(3) 使途の明確化等

県民税は、使途を特定しない普通税であることから、新たな税収が森林づくりのための事業に使われていることを県民にわかりやすく明確に公表する仕組みづくりが必要であることから、先行県の取組を参考に、使途の透明性を確保する仕組みづくりを検討します。

また、森林づくり事業の財源に充てるため、県外の下流地域等、県内外から広く寄附金を受け入れられる仕組みを併せて検討します。

(4) 事業の内容

ア 健全な森林づくりの推進

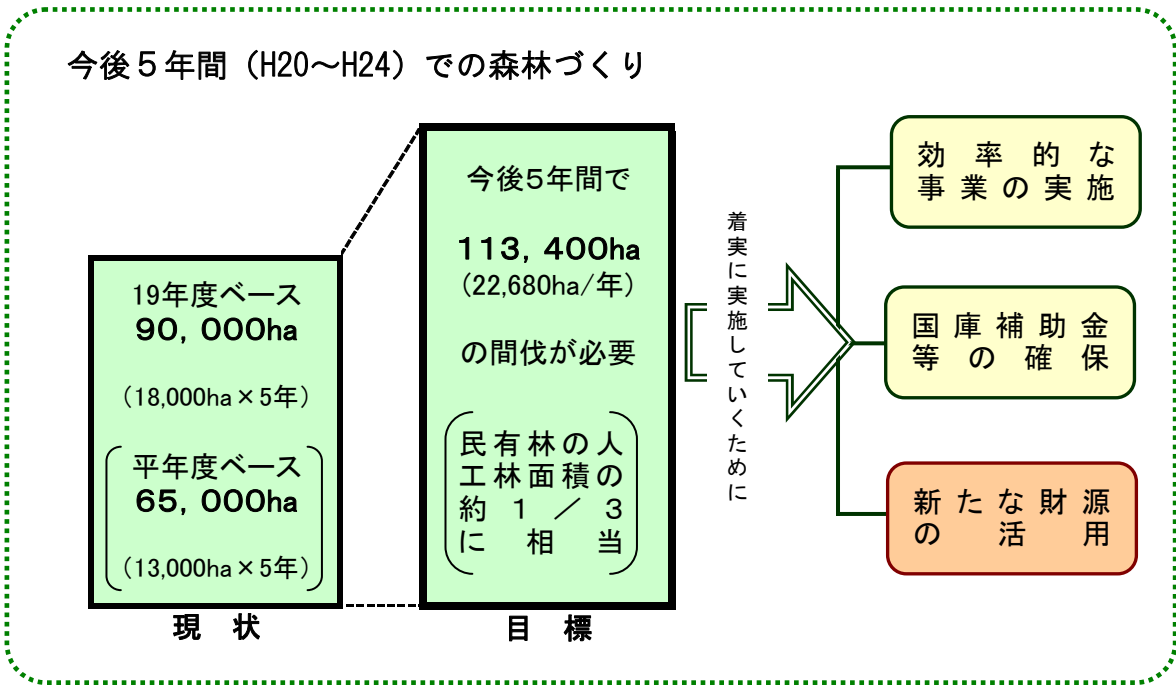
県では、従来の森林林業施策に加え、森林の有する多様な機能の高度発揮を図るため、重要地域等において、所有者負担を要しない公的な森林整備などに市町村と連携して取り組んでいます。

このような中、平成18年7月に発生した豪雨災害によって、間伐の重要性を再認識するとともに、安心・安全を守る森林づくりに早急に取り組む必要性を強く再認識しました。

このため、特に間伐が遅れている集落周辺里山の私有林を中心に、山地災害防止等の機能を高める取組を進める必要があります。

また、集落周辺に位置する森林の多くは私有林ですが、零細な所有規模に加え、不在村者所有森林の増加や世代交代等により、間伐もされないまま放置されている森林が多いことから、減災機能を高める観点からも公的な関わりが急務となっています。

このため、市町村や森林組合等と協働して森林所有者への働きかけ等を実施するとともに、整備後の継続的な森林管理の仕組みづくりを進める必要があります。



手入れの遅れている里山などで、県民の「目に見える」森林づくりを推進



イ 森林づくりへの県民参加の促進

県民が森林に対する理解を深め、森林づくりに主体的に参加していただくための取組を市町村と協働して進める必要があります。

ウ その他森林づくりを進めるための取組

上記のほか、県産材の利用推進など、森林づくりを総合的に進めるための事業についても取り組む必要があります。

事業内容についても、懇話会の議論や県民の皆様からの意見を踏まえ、事業案を具体化していきます。

2 森林づくりのための新たな財源確保の方策(検討案)

<p>目 的</p>	<p>豊かな森林は、山地災害の防止や水源のかん養、地球温暖化防止など多様な機能を有し、「緑の社会資本」としてすべての県民がその恩恵を享受しています。</p> <p>しかし、この森林の恵みを持続的に発揮させながら、健全な姿で次の世代に引き継いでいくためには、広く県民の皆さんの御理解と御参加を得ながら、間伐などの森林づくりを集中的に実施する必要がある先送りのできない時期を迎えています。</p> <p>この森林づくりを着実に実施していくため、新たな財源確保の仕組み(仮称：森林税)を創設し、県民に広く協力をお願いするものです。</p>	
<p>使 途</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健全な森林づくりの推進 ○ 森林づくりへの県民参加の促進 ○ その他森林づくりを進めるための取組 	
<p>財 源 確 保 の 仕 組 み</p>	<p>課税方式</p>	<p>個人県民税及び法人県民税の均等割の超過(上乘せ)課税方式</p>
	<p>名 称</p>	<p>森林税(仮称)</p>
	<p>納 税 者 義 務 者</p>	<p>(個人) 県内に住所、家屋敷または事務所等を有する個人 約110万人 (法人) 県内に事務所等を有する法人 約5万5千法人</p>
	<p>納 め て い た だ く 方 法</p>	
	<p>税 額</p>	<p>税額については、懇話会の議論や県民の皆様の意見を踏まえ、今後検討していきます。</p>
<p>実施期間</p>	<p>5年間 (効果等を総合的に検証し、5年後に見直しを行います。)</p>	
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用途の透明性を確保するための仕組みづくりを検討します。 ○ 県内外から広く寄附金を受け入れる方法を検討します。 	

今後、懇話会や県民の皆様からのご意見を参考に具体化します。